

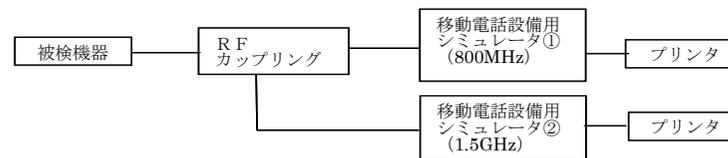
改 正 案	現 行
<p>第一～第九（略）</p> <p>第十 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第九号のとおりとする。</p> <p>第十一（略）</p> <p>別表第一号（略）</p> <p>別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 基本的機能</p> <p>1 （略）</p> <p>2 PHS端末、MC（1X）-CDMA端末（<u>無線設備規則第49条の6の4</u>に規定する無線設備のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのものをいう。以下同じ。）及びDS-CDMA端末（同規則第49条の6の4又は第49条の6の5に規定する無線設備のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのものをいう。以下同じ。）の<u>測定回路ブロック図は、次のとおりとする。</u></p> <p>図（略）</p>	<p>第一～第九（略）</p> <p>第十 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する方式の<u>うち送信バースト長が五(1)秒</u>の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第九号のとおりとする。</p> <p>第十一（略）</p> <p>別表第一号（略）</p> <p>別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 基本的機能</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>測定回路ブロック図は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(一) PDC端末（無線設備規則第49条の6の2に規定する無線設備をいう。以下同じ。）であって、PDCデュアル端末（PDC端末のうち、800MHz帯と1,500MHz帯の両方の周波数の電波を送信することができるものをいう。以下同じ。）以外の端末、PHS端末、MC（1X）-CDMA端末（同規則第49条の6の3に規定する無線設備及び同規則第49条の6の4に規定する無線設備のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップ又は毎秒3.6864メガチップのものをいう。以下同じ。）及びDS-CDMA端末（同規則第49条の6の4又は第49条の6の5に規定する無線設備のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのものをいう。以下同じ。）の場合</u></p> <p>図（略）</p> <p><u>(二) PDCデュアル端末の場合</u></p>

- 3 (略)  
 (一) (略)  
 (1) (略)

(2)・(3) (略)

(4) PHS 端末の場合は、フルレート（1チャンネルで1の通信を行う場合をいう。以下同じ。）及びハーフレート（1チャンネルで2の通信を同時に行う場合をいう。以下同じ。）それぞれについて、MC（1X）-CDMA 端末及びDS-CDMA 端末の場合は、回線交換とパケット交換それぞれについて測定する。

- (二) 応答動作の確認  
 (1) (略)



- 3 (略)  
 (一) (略)  
 (1) (略)  
(2) PDCデュアル端末の場合のみ、(1)で次の確認をする。  
ア 800MHz 帯の待受チャンネルから 800MHz 帯の通信チャンネルへの移行  
イ 800MHz 帯の待受チャンネルから 1,500MHz 帯の通信チャンネルへの移行  
ウ 1,500MHz 帯の待受チャンネルから 1,500MHz 帯の通信チャンネルへの移行  
エ 1,500MHz 帯の待受チャンネルから 800MHz 帯の通信チャンネルへの移行  
 (3)・(4) (略)  
(5) PDC 端末の場合は、フルレート（時分割多重方式における多重化する数が3のものをいう。以下PDC 端末について同じ。）及びハーフレート（時分割多重方式における多重化する数が6のものをいう。以下PDC 端末について同じ。）それぞれについて、PHS 端末の場合は、フルレート（1チャンネルで1の通信を行う場合をいう。以下PHS 端末について同じ。）及びハーフレート（1チャンネルで2の通信を同時に行う場合をいう。以下PHS 端末について同じ。）それぞれについて、MC（1X）-CDMA 端末及びDS-CDMA 端末の場合は、回線交換とパケット交換それぞれについて測定する。  
 (二) 応答動作の確認  
 (1) (略)  
(2) PDC方式 800MHz と 1,500MHz デュアルの場合のみ、(1)で次の確認をする。  
ア 800MHz 帯の待受チャンネルから 800MHz 帯の通信チャンネルへの移行  
イ 800MHz 帯の待受チャンネルから 1,500MHz 帯の通信チャンネルへの移行  
ウ 1,500MHz 帯の待受チャンネルから 1,500MHz 帯の通信チャンネルへの移行

(2)・(3) (略)

(4) (2)の通信開始時に被検機器から送出されるメッセージ(着信に  
応答する信号)を確認する。

(5)・(6) (略)

(7) PHS 端末の場合は(1) から(4)までをフルレート及びハーフレ  
ートそれぞれについて、MC (1X) - CDMA 端末及びDS - CD  
MA 端末の場合は(1) から(4)までを回線交換とパケット交換それ  
ぞれについて測定する。

(三) 通信終了動作の確認

(1) 端末側からの終了時  
ア・イ (略)

ウ (略)

エ PHS 端末の場合は、フルレート及びハーフレートそれぞれにつ  
いて、MC (1X) - CDMA 端末及びDS - CDMA 端末の場合  
は、回線交換とパケット交換それぞれについて測定する。

(2) 網側からの終了時  
ア・イ (略)

移行

エ 1,500MHz 帯の待受チャネルから 800MHz 帯の通信チャネルへの移  
行

(3)・(4) (略)

(5) (3)の通信開始時に被検機器から送出されるメッセージ(着信に  
応答する信号)を確認する。

(6)・(7) (略)

(8) PDC 端末の場合は、(1)から(7)までをフルレート及びハーフ  
レートそれぞれについて、PHS 端末の場合は(1)及び(3)から(5)  
までをフルレート及びハーフレートそれぞれについて、MC (1X)  
- CDMA 端末及びDS - CDMA 端末の場合は(1)及び(3)から  
(5)までを回線交換とパケット交換それぞれについて測定する。

(三) 通信終了動作の確認

(1) 端末側からの終了時  
ア・イ (略)

ウ PDCデュアル端末の場合のみ、イで次の確認をする。

(ア) 800MHz 帯の通信チャネルから 800MHz 帯の待受チャネルへの移  
行

(イ) 800MHz 帯の通信チャネルから 1,500MHz 帯の待受チャネルへの  
移行

(ウ) 1,500MHz 帯の通信チャネルから 1,500MHz 帯の待受チャネルへ  
の移行

(エ) 1,500MHz 帯の通信チャネルから 800MHz 帯の待受チャネルへの  
移行

エ (略)

オ PDC 端末及び PHS 端末の場合は、フルレート及びハーフレ  
ートそれぞれについて、MC (1X) - CDMA 端末及びDS - CD  
MA 端末の場合は、回線交換とパケット交換それぞれについて測定  
する。

(2) 網側からの終了時  
ア・イ (略)

ウ PDCデュアル端末の場合のみ、イで次の確認をする。

(ア) 800MHz 帯の通信チャネルから 800MHz 帯の待受チャネルへの移  
行

ウ (略)

エ PHS 端末の場合は、フルレート及びハーフレートそれぞれについて、MC (1X) - CDMA 端末及び DS - CDMA 端末の場合は、回線交換とパケット交換それぞれについて測定する。

#### 四 発信の機能

- 1 PHS 端末の応答時の送信停止
- (一)・(二) (略)
- (三) 測定手順は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) (1)から(3)についてフルレート及びハーフレートそれぞれ確認を行う。

- 2 PHS 端末の自動再発信
- (一)～(三) (略)
- 3・4 (略)

#### 五 送信タイミング

(イ) 800MHz 帯の通信チャネルから 1,500MHz 帯の待受チャネルへの移行

(ウ) 1,500MHz 帯の通信チャネルから 1,500MHz 帯の待受チャネルへの移行

(エ) 1,500MHz 帯の通信チャネルから 800MHz 帯の待受チャネルへの移行

エ (略)

オ PDC 端末及び PHS 端末の場合は、フルレート及びハーフレートそれぞれについて、MC (1X) - CDMA 端末及び DS - CDMA 端末の場合は、回線交換とパケット交換それぞれについて測定する。

#### 四 発信の機能

- 1 PDC 端末及び PHS 端末の応答時の送信停止
- (一)・(二) (略)
- (三) 測定手順は、次のとおりとする。

##### (1) PDC 端末

ア 被検機器から発信操作を行い、移動電話設備用シミュレータからは呼出メッセージ送出後応答メッセージを送出しないでおく。

イ 「切断」、「解放完了」及び「無線チャンネル切断確認」が被検機器から送出されるのを印字して確認し、電波の停止をスペクトル分析器で確認する。

ウ 呼設定メッセージ送出から電波停止までの時間（又は発信操作から電波停止までの時間）を測定する。

エ アからウについてフルレート及びハーフレートそれぞれ確認を行う。

##### (2) PHS 端末

ア～ウ (略)

エ アからウについてフルレート及びハーフレートそれぞれ確認を行う。

- 2 PDC 端末及び PHS 端末の自動再発信
- (一)～(三) (略)
- 3・4 (略)

#### 五 送信タイミング

##### 1 PDC 端末

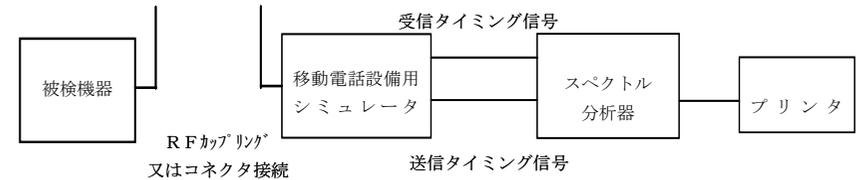
1～3 (略)

## 六 ランダムアクセス制御

(一) 測定用機器は、次のとおりとする。

- (1) 移動電話設備用シミュレータ
- (2) スペクトル分析器

(二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(三) 測定手順は、次のとおりとする。

- (1) 被検機器から移動電話設備用シミュレータに発信する。
- (2) 通信用物理チャネルを確立する。
- (3) 移動電話設備用シミュレータの同期タイミング信号をトリガにして、スペクトル分析器で被検機器の送信電力波形を観測し、所定の送信タイミングでバースト送信を行うことを確認する。

2～4 (略)

## 六 ランダムアクセス制御

### 1 PDC 端末

(一) 測定用機器は、次のとおりとする。

- (1) 移動電話設備用シミュレータ
- (2) プリンタ

(二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(三) 測定手順は、次のとおりとする。

- (1) I/BビットでIを受信直後のスロットでの送信開始及び1フレーム目の伝送成功の確認  
ア 移動電話設備用シミュレータの衝突制御の送信許可/禁止ビットを1スーパーフレーム中1回送信許可に設定する。  
イ 被検機器から移動電話設備用シミュレータに発信する。  
ウ この時、被検機器が送信許可が示された直後のスロットで送信開

1～3 (略)

七 (略)

八 位置登録制御

1・2 (略)

3 測定手順は、次のとおりとする。

始し、「発信無線状態報告」及び「呼設定」メッセージを1回だけ送信することを確認する。

エ R/NビットがRで、誤りが0ビットの時にイ及びウの測定を行う。

オ 移動電話設備用シミュレータの部分エコービットに1ビットの誤りを生じさせてイ及びウの測定を行う。

(2) 1フレーム目送信開始直後のR/NビットがNの場合の再送確認

ア 移動電話設備用シミュレータの受信/非受信ビットを非受信に設定し、更にページング再送回数を0に、報知情報の位置登録タイマーを00(16進表示)に設定する。

イ 移動電話設備用シミュレータから被検機器に呼出をかけ、被検機器が0.5秒以下の不規則な間隔で1フレーム目の再送信を4回以下行うことを確認する。

(3) 1フレーム目送信開始直後の部分エコービットが2ビット以上誤った場合の再送確認

ア 移動電話設備用シミュレータの部分エコービットに2ビット以上の誤りを生じさせて、更にページング再送回数を0に、報知情報の位置登録タイマーを00(16進表示)に設定する。

イ 移動電話設備用シミュレータから被検機器に呼出をかけ、被検機器が0.5秒以下の不規則な間隔で1フレーム目の再送信を4回以下行うことを確認する。

(4) 2フレーム目以降でR/NビットがNになった場合の送信停止の確認

ア 移動電話設備用シミュレータの受信/非受信ビットを2フレーム目受信直後に非受信になるように設定する。

イ 被検機器から移動電話設備用シミュレータに発信する。

ウ この時、被検機器が第3フレームを送出しないことを確認する。

2～4 (略)

七 (略)

八 位置登録制御

1・2 (略)

3 測定手順は、次のとおりとする。

(一) PDC端末

(1) 報知情報メッセージに含まれる位置登録タイマーを16進表示「0

(一)～(三) (略)

九 チャンネル切替指示に従う機能

0」に設定する。

(2) 被検機器を待受状態にしてから電源を切断する。

(3) 携帯電話設備用シミュレータに登録されている位置登録番号をすべて変更する。変更後の先頭の位置番号を16進表示「11」に設定する。

(4) 被検機器の電源を投入して送出されるメッセージを印字する。

(5) 被検機器の電源を切断してから先頭の位置番号を16進表示「22」に変更する。

(6) 被検機器の電源を投入して送出されるメッセージを印字する。

(7) 被検機器の電源を切断してから先頭の位置番号を16進表示「11」に変更する。

(8) 被検機器の電源を投入して送出されるメッセージを印字する。

(9) 被検機器の電源を切断してから再投入し、メッセージが送出されないことを確認する。

(二)～(四) (略)

九 チャンネル切替指示に従う機能

1 PDC 端末

(一) 測定用機器は、次のとおりとする。

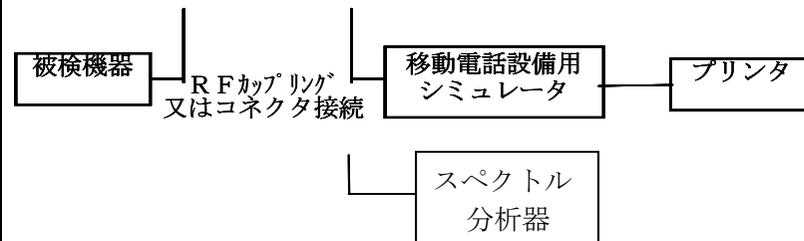
(1) 携帯電話設備用シミュレータ

(2) プリンタ

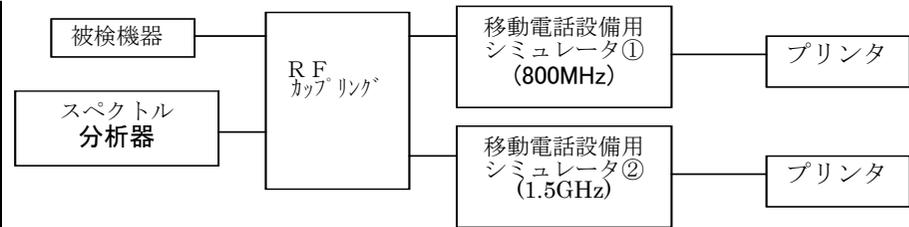
(3) スペクトル分析器

(二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。

(1) PDC 端末 (PDCデュアル端末を除く。) の場合



(2) PDCデュアル端末の場合



(三) 測定手順は、次のとおりとする。

(1) 無線チャンネル指定によるチャンネル切替え

ア 「無線チャンネル指定」メッセージで指定されるチャンネル番号及びスロット番号の設定値を確認する。

イ 被検機器と移動電話設備用シミュレータとの間を通話状態にする。

ウ 通話時の上り信号の同期ワードからスロットが指定どおりであることを確認する。

エ スペクトル分析器により、上り信号の周波数指定が指定どおりであることを確認する。

オ アからエまでの測定をフルレート及びハーフレートそれぞれについて行う。

カ PDCデュアル端末の場合、アからエまでの測定を 800MHz 帯及び 1,500MHz 帯ごとに無線チャンネル指定してフルレート及びハーフレートそれぞれについて行う。

(2) 切替先無線チャンネル指定によるチャンネル切替え

ア 「切替先無線チャンネル指定」メッセージで指定されるチャンネル番号及びスロット番号の設定値を確認する。

イ 被検機器と移動電話設備用シミュレータとの間を通話状態にして通話中チャンネル切替え操作を行う。

ウ 通話中チャンネル切替え後の上り信号の同期ワードからスロットが指定どおりであることを確認する。

エ スペクトル分析器により、上り信号の周波数指定が指定どおりであることを確認する。

オ アからエまでの測定をフルレート及びハーフレートそれぞれについて行う。

カ PDCデュアル端末の場合、アからエまでの測定を次の切替先無線チャンネルを指定してフルレート及びハーフレートそれぞれについ

1～3 (略)

十 受信レベル通知機能

て行う。

- (ア) 800MHz 帯から 800MHz 帯へ切り替え
- (イ) 800MHz 帯から 1,500MHz 帯へ切り替え
- (ウ) 1,500MHz 帯から 1,500MHz 帯へ切り替え
- (エ) 1,500MHz 帯から 800MHz 帯へ切り替え

2～4 (略)

十 受信レベル通知機能

1 PDC 端末

(一) 測定用機器は、次のとおりとする。

- (1) 移動電話設備用シミュレータ
- (2) プリンタ

(二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(三) 測定手順は、次のとおりとする。

- (1) 移動電話設備用シミュレータの周辺ゾーンのチャンネルを被検機器のとまり木チャンネルに設定する。
- (2) 移動電話設備用シミュレータから送出される「無線状態報告情報」メッセージのうち報告判定しきい値を 0 dB 以上に、最大報告チャンネル数及び在圏ゾーン/セクター判定用とまり木チャンネル数を移動電話設備用シミュレータが送出するとまり木チャンネルの数に、とまり木チャンネル番号を移動電話設備用シミュレータが送出するとまり木チャンネル番号に設定し、さらに定期報告時間間隔の設定値を確認する。
- (3) 移動電話設備用シミュレータの自ゾーンの送信レベルを周辺ゾーンのレベルよりも高くして、被検機器と移動電話設備用シミュレータとを通話状態にする。
- (4) この時、設定された定期報告時間間隔どおりに「無線状態報告 1」メッセージが送出されることを確認する。
- (5) 周辺ゾーンの送信レベルを自ゾーンのレベルよりも報告判定しきい値以上高く設定する。
- (6) この時「無線状態報告 2」メッセージが送出されることを確認す

1・2 (略)

十一 送信停止指示に従う機能

1～3 (略)

十二 受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能

1 PHS 端末及びMC(1X)－CDMA 端末

(一)～(三) (略)

2 (略)

十三 緊急通報機能

る。

(7) (1)から(6)までの測定をフルレート及びハーフレートそれぞれについて行う。

2・3 (略)

十一 送信停止指示に従う機能

1 PDC 端末

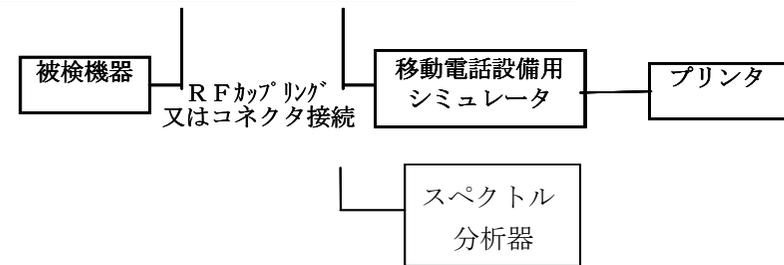
(一) 測定用機器は、次のとおりとする。

(1) 移動電話設備用シミュレータ

(2) プリンタ

(3) スペクトル分析器

(二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(三) 測定手順は、次のとおりとする。

(1) 通話中に移動電話設備用シミュレータから「無線チャネル切断」メッセージを送出する。

(2) 被検機器から「無線チャネル切断確認」メッセージが送出されることを印字して確認する。

(3) スペクトル分析器で電波の停止を確認する。

(4) 被検機器から発信の操作を行い、相手呼出中に(1)から(3)までと同様の測定を行う。

(5) (1)から(4)までの測定をフルレート及びハーフレートそれぞれについて行う。

2～4 (略)

十二 受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能

1 PDC 端末、PHS 端末及びMC(1X)－CDMA 端末

(一)～(三) (略)

2 (略)

十三 緊急通報機能

1・2 (略)

3 (略)

(一) PHS 端末及びMC (1 X) - CDMA 端末

(1)・(2) (略)

(二) (略)

十四 重要通信の確保のための機能

1・2 (略)

3 (略)

(一) PDC 端末、PHS 端末及びMC (1 X) - CDMA 端末

(1)・(2) (略)

(二) (略)

十四 重要通信の確保のための機能

1 PDC 端末

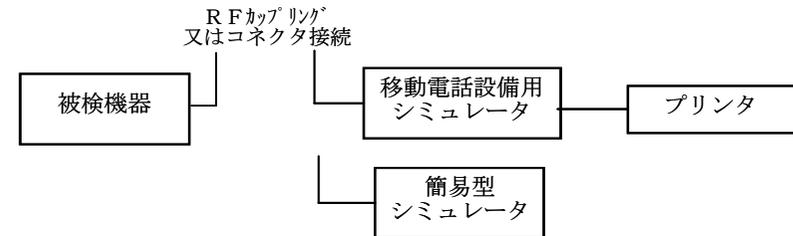
(一) 測定用機器は、次のとおりとする。

(1) 移動電話設備用シミュレータ

(2) プリンタ

(3) 簡易型シミュレータ

(二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(三) 測定手順は、次のとおりとする。

(1) 一般移動局に対するアクセス群規制の確認

ア 被検機器から発信する時に送出される発信無線状態報告のメッセージ内容を印字して一般移動局であることを確認するとともに印字されたMS I から端末の群番号を算出する。(算出した群番号を「A」とする)

イ 報知情報メッセージに含まれる規制情報を次のとおり設定する。

(ア) 第4オクテット: 「10」 (16進表示)

自ゾーン選択可、自ゾーンアクセス可

自ゾーンアクセス規制有り、ゾーン選択補正レベル無し

(イ) 第5オクテット: 「80」 (16進表示)

一般移動局: 発信規制有り、位置登録規制無

優先移動局: 発信可、位置登録可

アクセス周期間隔規制なし

(ウ) 第6オクテット: 第(9-A)ビットのみ「1」

被検機器の該当群のみ規制指定有り

ウ イの設定で発信できないことを確認する。

エ 報知情報メッセージの第6オクテットで第(9-A)ビットのみ「0」に変更する。

(被検機器の該当群のみ規制指定なし)

オ 発信できることを確認する。

(2) 優先移動局に対するアクセス規制の確認

ア 被検機器から発信する時に送出される発信無線状態報告のメッセージ内容を印字して優先移動局であることを確認する。

イ 報知情報メッセージに含まれる規制情報を次のとおり設定する。

(ア) 第4オクテット：「10」(16進表示)

自ゾーン選択可、自ゾーンアクセス可

自ゾーンアクセス規制有り、ゾーン選択補正レベル無し

(イ) 第5オクテット：「20」(16進表示)

一般移動局：発信規制無し、位置登録規制無し

優先移動局：発信否、位置登録可

アクセス周期間隔規制無し

(ウ) 第6オクテット：「00」(16進表示)

規制群指定無し

ウ イの設定で発信できないことを確認する。

エ 第5オクテットを「00」(優先移動局発信可)に変更する。

オ 発信できることを確認する。

(3) 他ゾーンアクセス制御の確認

ア 報知情報メッセージに含まれる規制情報を次のとおり設定する。

(ア) 第4オクテット：「4F」(16進表示)

自ゾーン選択可、自ゾーンアクセス可

自ゾーンアクセス規制無し、ゾーン選択補正レベル有り

ゾーン選択補正レベル=30dB

(イ) 第5オクテット：「00」(16進表示)

一般移動局：発信規制無し、位置登録規制無し

優先移動局：発信可、位置登録可

アクセス周期間隔規制無し

(ウ) 第6オクテット：「00」(16進表示) 規制群指定無し

イ 簡易型シミュレータのチャンネルをとりまき木チャンネルに設定し、移

動電話設備用シミュレータとの送出レベル差を 30dB 以内に設定する。

ウ ア及びイの設定で位置登録は移動電話設備用シミュレータに行い、発信は簡易型シミュレータを行うことを確認する。

エ 簡易型シミュレータの送出レベルを移動電話設備用シミュレータよりも 30dB 以上低くする。

オ 移動電話設備用シミュレータに発信することを確認する。

(4) 自ゾーンアクセス規制の確認

ア 報知情報メッセージに含まれる規制情報を次のとおり設定する。

(ア) 第4オクテット：「20」（16進表示）

自ゾーン選択可、自ゾーンアクセス否

自ゾーンアクセス規制無し、ゾーン選択補正レベル無し

(イ) 第5オクテット：「00」（16進表示）

一般移動局：発信規制無し、位置登録規制無し

優先移動局：発信可、位置登録可

アクセス周期間隔規制無し

(ウ) 第6オクテット：「00」（16進表示）規制群指定無し

イ アの設定で発信できないことを確認する。

ウ 第4オクテットを「00」（自ゾーンアクセス可）に変更する。

エ 発信できることを確認する。

(5) アクセス周期規制の確認（(1)で使用した一般移動局を用いる。）

ア 報知情報メッセージに含まれる規制情報を次のとおり設定する。

(ア) 第4オクテット：「10」（16進表示）

自ゾーン選択可、自ゾーンアクセス可

自ゾーンアクセス規制有り、ゾーン選択補正レベル無し

(イ) 第5オクテット：「8F」（16進表示）

一般移動局：発信規制有り、位置登録規制無し

優先移動局：発信可、位置登録可

アクセス周期間隔1111（720×60ms）

(ウ) 第6オクテット：第（9-A）ビットのみ「1」（被検機器の該当群（第A群）のみ規制指定有り）

イ アの設定で発信できないことを確認する。

ウ 第6オクテットを第（9-A）ビットのみ「0」（被検機器の該当群（第A群）のみ規制指定無し）に変更する。

エ ウの操作を行っても、イの操作後 43.2 秒間は発信ができないことを確認する。

オ ウの操作を行い、イの操作後 43.2 秒経過後は発信ができることを確認する。

(6) 一般移動局に対する「緊急通報呼」(110、119、118)の確認

ア (1)アにより、被検機器が一般移動局であることを確認する。

イ 報知情報メッセージに含まれる規制情報を次のとおり設定する。

(ア) 第4オクテット:「10」(16進表示)

自ゾーン選択可、自ゾーンアクセス可

自ゾーンアクセス規制有り、ゾーン選択補正レベル無し

(イ) 第5オクテット:「80」(16進表示)

一般移動局:発信規制有り、位置登録規制無し

優先移動局:発信可、位置登録可

アクセス周期間隔規制無し

(ウ) 第6オクテット:第(9-A)ビットのみ「1」

被検機器の該当群のみ規制指定有り

ウ イの設定で緊急通報呼が発信できることを確認する。

(7) アクセス周期規制時の一般移動局に対する「緊急通報呼」(110、119、118)の確認。一般移動局で緊急通報呼を発信した場合「優先移動局」とみなして発信規制対象となることの確認

ア 報知情報メッセージに含まれる規制情報を次のとおり設定する。

(ア) 第4オクテット:10(16進表示)

自ゾーン選択可、ゾーン選択補正レベル無し、

自ゾーンアクセス可、自ゾーンアクセス規制有り

(イ) 第5オクテット:20(16進表示)

一般移動局:発信規制無し、位置登録規制無し

優先移動局:発信否、位置登録可

アクセス周期間隔規制無し

(ウ) 第6オクテット:「00」(16進表示)規制群指定無し

イ アの設定で発信できないことを確認する。

ウ 報知情報メッセージに含まれる規制情報を次のとおり設定する。

(ア) 第4オクテット:「10」(16進表示)

自ゾーン選択可、ゾーン選択補正レベル無し

1～3 (略)

十五 PHS 端末がアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力

1・2 (略)

十六 PHS 端末の移動パケット通信端末の基本的機能

1～3 (略)

十七 PHS 端末の移動パケット通信端末の送信タイミング

自ゾーンアクセス可、自ゾーンアクセス規制有り

(イ) 第5オクテット：「8F」(16進表示)

一般移動局：発信規制有り、位置登録規制無し

優先移動局：発信可、位置登録可

アクセス周期間隔1111(720×60ms)

(ウ) 第6オクテット：第(9-A)ビットのみ「1」(被検機器の該当群(第A群)のみ規制指定有り)

エ ウの設定で緊急通報呼が発信できることを確認する。

オ 第6オクテットを第(9-A)ビットのみ「0」(被検機器の該当群(第A群)のみ規制指定無し)に変更する。

カ オの操作を行っても、緊急通報呼の発信操作後43.2秒間は緊急通報呼の発信ができないことを確認する。

キ オの操作を行い、緊急通報呼の発信操作後43.2秒経過後は緊急通報呼の発信ができることを確認する。

2～4 (略)

十五 PDC 端末及びPHS 端末がアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力

1・2 (略)

十六 PDC 端末及びPHS 端末の移動パケット通信端末の基本的機能

1～3 (略)

十七 移動パケット通信端末の送信タイミング

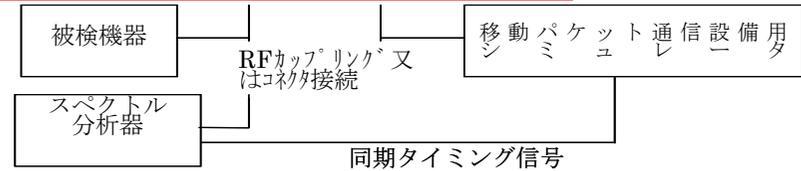
1 PDC 端末

(一) 測定用機器は、次のとおりとする。

(1) 移動パケット通信設備用シミュレータ

(2) スペクトル分析器

(二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(三) 測定手順は、次のとおりとする。

(1) 被検機器から移動パケット通信設備用シミュレータに発信する。

(2) 通信用物理チャネルを確立する。

- 1 (略)
- (一)～(四) (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- (一)～(四) (略)

十八 PHS 端末の移動パケット通信端末のランダムアクセス制御

- 1・2 (略)
- 3 測定手順は、次のとおりとする。

- (3) 移動パケット通信設備用シミュレータの同期タイミング信号をトリガにして、スペクトル分析器で被検機器の送信電力波形を観測し、所定の送信タイミングでバースト送信を行うことを確認する。

2 PHS 端末

- (一) (略)
- (1)～(4) (略)
- (二) (略)
- (三) (略)
- (1)～(4) (略)

十八 移動パケット通信端末のランダムアクセス制御

- 1・2 (略)
- 3 測定手順は、次のとおりとする。

(一) PDC 端末

- (1) 移動パケット通信設備用シミュレータの衝突制御の送信許可／禁止 (I/B) ビットを「1スーパーフレーム中1フレーム許可」に設定する。
- (2) 被検機器から移動パケット通信設備用シミュレータに発信する。
- (3) この時、被検機器が送信許可が示された直後のスロットで送信開始し、「パケット通信登録要求」メッセージ一回だけ送信することを確認する。
- (4) 移動パケット通信設備用シミュレータの衝突制御の送信許可／禁止ビットを全フレーム送信許可、受信／非受信ビットを非受信に設定する
- (5) 被検機器から移動パケット通信設備用シミュレータに発信する。
- (6) この時、被検機器が不規則な間隔で1フレーム目の再送信を行うことを確認する。
- (7) 移動パケット通信設備用シミュレータの衝突制御の送信許可／禁止ビットを送信許可に設定し、部分エコービットに1ビットの誤りを生じさせる。
- (8) 被検機器から移動パケット通信設備用シミュレータに発信する。
- (9) 発信が正常に行われることを確認する。
- (10) 移動パケット通信設備用シミュレータの衝突制御の送信許可／禁止ビットを送信許可に設定し、部分エコービットに2ビットの誤りを生じさせる。

(一)～(五) (略)

十九 (略)

二十 PHS 端末の移動パケット通信端末の位置登録制御

1・2 (略)

3 測定手順は、次のとおりとする。

(一)～(五) (略)

二十一 (略)

二十二 PHS 端末の移動パケット通信端末の送信停止指示に従う機能

1・2 (略)

3 測定手順は、次のとおりとする。

(11) 被検機器から移動パケット通信設備用シミュレータに発信する。

(12) この時、被検機器が不規則な間隔で1フレーム目の再送信を行うことを確認する。

(二) PHS 端末

(1)～(5) (略)

十九 (略)

二十 PDC 端末及び PHS 端末の移動パケット通信端末の位置登録制御

1・2 (略)

3 測定手順は、次のとおりとする。

(一) PDC 端末

(1) 報知情報メッセージに含まれる位置登録タイマーを16進表示「00」に設定する。

(2) 被検機器を待受状態にしてから電源を切断する。

(3) 移動パケット通信設備用シミュレータに登録されている位置登録番号をすべて変更する。変更後の先頭の位置番号を16進表示「11」に設定する。

(4) 被検機器の電源を投入して送出されるメッセージを確認する。

(5) 被検機器の電源を切断してから先頭の位置番号を16進表示「22」に変更する。

(6) 被検機器の電源を投入して送出されるメッセージを確認する。

(7) 被検機器の電源を切断してから先頭の位置番号を16進表示「11」に変更する。

(8) 被検機器の電源を投入して送出されるメッセージを確認する。

(9) 被検機器の電源を切断してから再投入し、メッセージが送出されないことを確認する。

(二) PHS 端末

(1)～(5) (略)

二十一 (略)

二十二 PDC 端末及び PHS 端末の移動パケット通信端末の送信停止指示に従う機能

1・2 (略)

3 測定手順は、次のとおりとする。

(一) PDC 端末

(1) 通信中に移動パケット通信設備用シミュレータから「パケット

(一)～(三) (略)

二十三 PHS 端末の移動パケット通信端末の受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能

1～3 (略)

二十四 PHS 端末の移動パケット通信端末の重要通信の確保のための機能

1 (略)

(一)・(二) (略)

2 (略)

3 (略)

(一) (略)

(1)・(2) (略)

(二) (一)の状態待ち受け及び発信ができないことを確認する。

(三) (略)

チャンネル切断要求」メッセージを送出する。

(2) 被検機器から「パケット通信切断確認」メッセージが送出されることを確認する。

(3) スペクトル分析器で電波の停止を確認する。

(二) PHS 端末

(1)～(3) (略)

二十三 PDC 端末及びPHS 端末の移動パケット通信端末の受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能

1～3 (略)

二十四 移動パケット通信端末の重要通信の確保のための機能

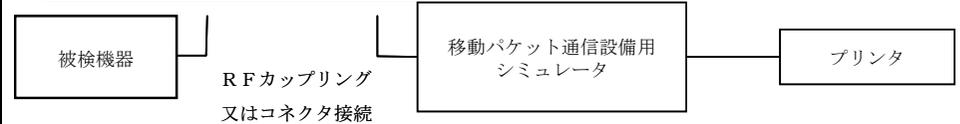
1 PDC 端末

(一) 測定用機器は、次のとおりとする。

(1) 移動パケット通信設備用シミュレータ

(2) プリンタ

(二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(三) 測定手順は、次のとおりとする。

(1) チャンネル規制情報を「0F」（16進表示、100%規制）に設定する。

(2) 発信できないことを確認する。

(3) チャンネル規制情報を「00」に変更して発信できることを確認する。

2 PHS 端末

(一) (略)

(1)・(2) (略)

(二) (略)

(三) (略)

(1) (略)

ア・イ (略)

(2) (1)の状態待ち受け及び発信ができないことを確認する。

(3) (略)

(1)・(2) (略)  
(四) (三)の状態待ち受け及び発信できることを確認する。

別表第三号～第八号 (略)

別表第九号 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する方式の無線設備  
を使用する端末機器の試験方法

一 基本的機能 (発信)

1 測定用機器は、OFDMA設備 (無線設備規則第四十九条の二十八に  
規定する方式の無線設備をいう。以下同じ。) 用シミュレータとする。

2・3 (略)

二～十一 (略)

別表第十号 (略)

ア・イ (略)  
(4) (3)の状態待ち受け及び発信できることを確認する。

別表第三号～第八号 (略)

別表第九号 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する方式のうち送信  
バースト長が5ミリ秒の無線設備を使用する端末機器の試験  
方法

一 基本的機能 (発信)

1 測定用機器は、OFDMA設備 (無線設備規則第四十九条の二十八に  
規定する方式のうち送信バースト長が5ミリ秒の無線設備をいう。以下  
同じ。) 用シミュレータとする。

2・3 (略)

二～十一 (略)

別表第十号 (略)